

令和4年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（令和4年12月19日）

議事日程（第3号）	67
日程第1 諸報告	70
日程第2 意見書第1号 介護保険制度の改善を国に求める意見書（案）	70
日程第3 議案第58号 宇治田原町公平委員会委員の選任について	75
日程第4 議案第49号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	76
日程第5 議案第53号 宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	76
日程第6 議案第54号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて	76
日程第7 議案第56号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	76
日程第8 議案第57号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更について	76
日程第9 議案第55号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	79
日程第10 議案第44号 令和4年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	80
日程第11 議案第45号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	80
日程第12 議案第46号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）	80
日程第13 議案第47号 令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）	80
日程第14 議案第48号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）	80
日程第15 議案第50号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	80
日程第16 議案第51号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部	

		を改正する条例を制定するについて……………80
日程第17	議案第52号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………80
日程第18	議員派遣について……………	85
日程第19	閉会中の継続調査の申し出について……………	85

令和4年第4回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和4年12月19日

午前10時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 意見書第1号 介護保険制度の改善を国に求める意見書(案)
- 日程第3 議案第58号 宇治田原町公平委員会委員の選任について
- 日程第4 議案第49号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第53号 宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第54号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第56号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第8 議案第57号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第9 議案第55号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第10 議案第44号 令和4年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第45号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第46号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第47号 令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第48号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第50号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第16 議案第51号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第17 議案第52号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第18 議員派遣について

日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本精	議員
	6番	宇佐美まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
教育次長	黒川剛君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
税住民課長	廣島照美君
福祉課長	中村浩二君

健康対策課長	立原信子君
子育て支援課長	岩井直子君
建設環境課長	谷出智君
産業観光課長	田村徹君
上下水道課長	下岡浩喜君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
社会教育課課長補佐 兼社会教育課長事務代理	岡崎貴子君
生涯学習推進本部次長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸報告

○議長（浅田晃弘） 日程第1、諸報告を行います。

受理いたしました陳情書3件につきまして、お手元に配付しているとおりでございます。各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これにて諸報告を終わります。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 日程第2、意見書第1号、介護保険制度の改善を国に求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。山本精議員。

○5番（山本 精） 皆さん、おはようございます。

介護保険制度の改善を国に求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

「介護の社会化」を目指した介護保険制度がスタートして22年になりますが、制度見直しのたびに、必要な人が必要なときに利用できない状況が生まれています。例えば2018年の見直しでは、要支援1、2を国が保険制度あったものを町が運営する総合事業への移行など、また、介護を理由として家族の介護をするために介護辞職をせざるを得ない。介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いています。コロナ禍は、こうした事態を一層加速しています。

ところが、政府は2024年に向けて、一定の所得がある人の利用料を2割、3割負担の対象者の拡大、要介護1・2のサービスの削減、現在無料のケアプラン策定費の自己負担化、福祉用具の貸与から購入へなど、利用者の負担を増やし、給付の削減を進め、利用者と事業所双方にさらなる矛盾を広げるものとなっています。

誰もが金銭の心配なく、必要な介護サービスを受けられ、介護する人も受ける人も大切にされるよう、介護制度の抜本的改善こそ必要であると考えています。

よって、国におかれては、次の項目を実施するよう求めます。

1、利用料の自己負担の原則2割への引上げや、要介護1、2の訪問介護・通所介護などの保険外し、ケアプランの有料化はよく検討すること。

2、介護老人施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室（相部屋）の室料負担を新設しないこと。

3、公費の増額により全額公費を目指し、介護従事者の処遇改善や人員配置基準の引上げなど、職員体制の強化を行うこと。

4、新型コロナウイルス感染症対策の強化と必要な財政支援を行うこと。

5、介護保険財政における国庫負担金の割合を引き上げ、保険料、利用料の引下げ等、制度の抜本的見直しについて考えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

ぜひ皆さんの賛同をお願いいたしまして、意見書提出の説明といたします。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 趣旨説明が終わりましたので、意見書第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。藤本英樹議員。

○7番（藤本英樹） 介護保険制度を継続していくために、ある程度の修正は必要ということになってくると思います。今後も高齢化が進む中で介護制度を持続していくためにも、もう少し具体案が出されてからの検討でもよいと考えておりますが、本定例会で提出される理由を教えていただけたらと思います。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 本定例会に出そうというのは、今年度、23年度から24年度にかけてこの介護制度見直しについて議論をされている最中でございます。大体議論が終わって見直しの案が出てきた後から、またそういうことをやろうとすると、時期がやっぱり遅くなるのではないかと。だからこそ、今こそ、こういう時期に意見書を提出して国でよく考えてもらう、そういうことが必要ではないかと考えて意見書の提出といたしました。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） もう一点、公費の増額により全額負担を目指すというふうに書いておりますけれども、税の不公平性からも受益者負担が必要だと考えますが、その点はいかがですか。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） ここのところの話は、介護従事者の処遇改善もしくは人員配置基準

の引上げ、こういうことをしないといけないということで、介護従事者のやっぱり施設とかそのところへの負担を少なくする。実情は最終的には全額公費にすれば、もっともっと負担もよくなるし、改善もされていくというふうに考えて提案をさせてもらっています。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。原田周一議員。

○10番（原田周一） いろいろ質問あるんですけども、決められた質問回数がございませぬので、かいつまんで質問させていただきます。

先ほどこの提出がなぜ今やというようなご質問がございましたけれども、山本議員は、この質問の提出に当たっていろいろ介護保険というものを相当勉強されたんじゃないかというふうに思います。こういうのを見たことありますでしょうか。介護保険制度の見直しについてという、これは12月7日の介護保険の検討状況というか、そのときの会議の資料です、これは。これいろいろずっとここへ至るまでに、この5月16日から12月5日なんですけれども、5日までに計12回、今回の見直し案について検討されてきました。

そこで、これをずっと過去見てみますと、相当いろいろな議論がされて、ここに至っているわけなんですけれども、例えば先ほどのケアプランの有料化はよく検討することというようなこととか、公費の増額により全額公費を目指すというようなご質問いろいろあるんですけども、例えば公費の増額により全額公費ということになれば、ここで1つだけお聞きしたいのは、この介護保険の成り立ち、なぜ介護保険ができたかという経緯を山本議員はどのように認識されているのか説明いただきたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） もともと介護保険というのは、今後、高齢化社会が進んでいく中で、どうしても介護が必要な人たちが増えてくる。それを家族でやるとなかなか厳しいものがある。こここのところで介護保険制度をつくって、社会で面倒を見ていこうというのが趣旨だというふうに考えています。そここのところで、こういう制度がつくられてきたということだというふうに思います。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） わかったのかどうか、わからなかったような答えでしたが、もともと介護保険というのは、昔は老人保健ということで、1970年代には老人医療費の無料化があった、全額無料でね。その結果どうなったかいうたら、寝たきりの老人とかそういうのが増えて、非常に医療費が高騰したんです。これじゃいかんということで、も

ともとその介護保険の趣旨である自立ということですね、社会復帰を目指しての自立、こういうようなことでこの制度が発足した。その後、山本議員おっしゃったように、3年に1回、見直しをずっとされている。先ほど聞いていたら、何かずっと改悪ということやったんですけれども、結局、いろいろこの議事録をずっと読んでみますと、この検討された資料を読んでみますと、非常に使いやすく、何とか保険制度が維持できるような方向で変えてきたということです。

それで、あと、要介護1と2、訪問介護、通所介護を市町村の総合事業へ移す案とか、居宅介護支援のケアマネジメント利用者負担を徴収する案は、年内に見送りが決まる見通しというのがニュースとして出ています。利用者負担の引上げ、2割負担の対象拡大など、その他の論点については、結論が年明け以降となる公算が大きい。これは12月5日の社会保険保障部会を受けて、介護のJOINT（介護ニュース）という記事から私が抜粋させてもろたんです。そういうような状態です。

だから、先ほど言われたように、藤本議員の言われたように、まだ何も固まっていない。固まっていないのに、この時期に提出されたということについて再度お聞きします。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 今、先ほども申し上げましたが、今固まっていない時期だからこそ、そういう提案も一旦されているわけですから、今後、先送りしようと言われた問題については先送りしようというふうに新聞報道もされていますし、今後どういう形に見直しされていくのか分かりませんが、一旦提案されているわけですから、そここのところで今後、今回の見直しではないかもしれませんが、今後やっぱりそういう方向も考えられてくるだろうというふうに考えています。だから、そういう点で今の時期に見直す、そういうことができる限りされないようにということも含めて、今回の提案の中身とさせてもろています。

以上です。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） もう一つ、新聞の記事をご紹介したいんですが、12月8日、つい先日ですね、朝日新聞のデジタル版、この記事によりますと、介護保険の見直し、年内取りまとめ先送り、ケアプラン有料化断念、厚生労働省は、ケアプラン介護サービス計画の有料化などの法改正が必要な見直しは、24年度からの実施を断念するということがここで報道されています。あと、サービス料の2割拡大とか来年に検討を続けるとかというのが、ずっとこの12月5日、7日のこの部分をとらまえて、こういう記事が出

ているんです。そうすると、ほかにケアプランの有料化をよく検討することとなっている、もう既に断念すると出ているんです。その辺りは、この文章と現実ずっと議論されていることが一致しない。だから、この文章そのものが結局全く、厚生労働省が今進んで検討されていることと内容がやっぱりどんどん変わってきている。それをこの時点で決議するというのは、いかがかと思うんですけれども、再度どのように考えますか。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 例え、今回断念というふうになったとしても、やっぱり今後、先ほども言いましたけれども、今後そういうことが考えられていくということであるというふうに考えていますので、そのことが今後問題になってくるというふうには考えられるというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 質問じゃないですけども、先ほどから私申しましたように、こういう厚生労働省の今現在検討されていることと、それからその審議内容を見ますと、やっぱりこの文章と整合性がないと。まだまだ提出する時期については、もう少し厚労省のほうの案が固まってからやらないと、これは個人の陳情書とかそういうものじゃないんで、やっぱり議会としての決議でもあると思いますので、もう少し時期を待って、固まった上で出されるのであれば、再度検討されてはというふうに思います。

以上です。

○議長（浅田晃弘） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。今西利行議員。

○8番（今西利行） ただいま議題となっております意見書第1号、介護保険制度の改善を国に求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

厚生労働省は、3年に一度の介護保険制度の見直しに向けて7つの論点を社会保障審議会・介護保険部会において提示し、検討を進めております。その内容は、意見書にあるように、利用料の原則1割負担を改め、2、3割負担になる人を増やす、要介護1、2の人のサービス削減など、負担増と給付削減を求めるものとなっております。

全日本民医連の緊急影響調査によれば、もし介護保険の利用料が1割から2割に増えれば、34%の方が在宅サービスの利用を中止もしくは減らすと答えております。宇治

田原町においても、高齢化が進む中、多くの方が介護サービスを受けております。利用を抑制することは、認知機能の低下を招き自立を阻害することになり、重度化につながるおそれがあります。経済的な心配をせず、必要なときに必要なサービスを利用できる制度へ充実こそ必要であります。

先ほどから議論ありましたが、意見書については時期尚早との声も今ありましたが、これは決まってからでは遅いのであり、審議されている今こそ、住民の代表として住民の立場に立って意見を上げるべきと考えます。よって、本意見書については賛成といたします。

○議長（浅田晃弘） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。

これより意見書第1号の採決をいたします。

意見書第1号について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 日程第3、議案第58号、宇治田原町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号の採決をいたします。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第58号は同意することに決定しました。

◎議案第49号、議案第53号、議案第54号及び議案第56号並びに

議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第4から日程第8まで、議案第49号、議案第53号、議案第54号及び議案第56号並びに議案第57号の5議案を一括議題といたします。

5議案につきましては、12月5日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、原田周一委員長。

○総務建設常任委員会委員長（原田周一） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました5議案につきまして、順次委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第49号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、約150件の規則等の改正についての進捗状況とデジタル化への取組はいかかとの質疑があり、規則等の改正については各課と調整しており、役場庁舎内の押印廃止についても年度内に完了し、令和5年4月から施行したいと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第53号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第54号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、証明書1通当たりの手数料は、窓口交付とコンビニ交付で同額か、町ホームページや広報紙以外での住民への周知方法はとの質疑があり、手数料については、コンビニ交付を実施している市町村のほとんどが窓口と同額となっており、300円で進めている。マイナンバーカードの普及促進も含め、しっかり周知でき

るよう検討したいとの答弁があったところです。

次に、議案第56号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第57号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところでございます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました5議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第49号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第49号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し

てください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し
てください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第56号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し
てください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第57号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更についての討論
を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 日程第9、議案第55号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましては、12月5日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、馬場哉委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（馬場 哉） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました1議案について、委員長報告を申し上げます。

議案第55号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第55号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第44号～議案第48号及び議案第50号～議案第52号の委員

長報告、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第10から日程第17まで、議案第44号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第52号までの8議案を一括議題といたします。

8議案につきましては、12月5日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、原田周一委員長。

○予算特別委員会委員長（原田周一） それでは、予算特別委員会に付託されました8議案につきまして、順次委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第44号、令和4年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、小学校の施設維持管理費について補正額が中学校の施設維持管理費の2.7倍となっているが、その要因はとの質疑があり、当初予算では、小学校のプール使用に係る水道代を計上していなかったが、3年ぶりに両小学校で水泳授業を再開したためであるとの答弁があったところです。

小中学校給食費支援事業費について、物価高騰分として1食の補助額が20円であるが、他市町では30円のところもあり、20円で質・量ともに維持できるのか、来年度に向けての考え方はとの質疑があり、今年度は4月以降の物価上昇分と今後の見込みにより20円程度で賄えると考えている。今回の3学期分の補助予定通知の際に、今後は値上げもあり得るとの文書を保護者宛てに発出し、理解を求めているとの答弁があったところです。

次に、議案第45号、令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑がなかったところです。

次に、議案第46号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑がなかったところです。

次に、議案第47号、令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につい

ては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第48号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第50号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第51号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、町の財政状況は厳しく特別職の給与も減額していることから、期末手当の引上げについては見送るべきではとの質疑があり、財政状況の厳しさは認識しているが、人事院勧告等で決定されたことには従っていきたい。減額については、財政状況が好転すれば戻したいと考えるが、今はその状況ではなく、少しでも身を削るという思いで取り組んでおり、人事院勧告とは別で考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました8議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第44号、令和4年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。森山高広議員。

○4番（森山高広） ただいま議題となっております議案第44号について、反対の立場から討論を行います。

他の先進国とは違い、日本は、長い間続く財政悪化、デフレ、自国通貨の実効為替レ

ートの低下を経験しています。衰退している日本が身の丈に合った政策を行わず、ある程度のインフレを受け入れずに、価格対策という補助金に頼れば、日本円のさらなる価値低下と財政の悪化による増税を招き、結局は苦しみます。もはや日本には必要最低限以上の価格対策をする余裕はなく、短期的には補助金は効果はありますが、長期的に見ると弊害しかなく、将来、本町にも大きな影響が及ぶと考えます。

以上の理由で反対をいたします。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） これで討論を終わります。

これより議案第44号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第44号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号、令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第46号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第46号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第47号、令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第47号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第48号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第48号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第50号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第50号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第51号、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○5番(山本 精) ただいま議題になっております議案第51号、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

今年の3月議会に宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例が提案され、本町の厳しい財政状況等に鑑み、町長をはじめとする常勤の特別職が財政健全化への取組姿勢を明確にするということで、率先して模範を示すことによって継続性のある行財政運営に取り組んでいきたいという趣旨で、給料月額及び期末手当を減額するとの提案があり、可決されたところです。

先日、配布された財政状況によれば、今後も本町は非常に厳しい財政運営を迫られることとなります。そんな中において、特別職の期末手当を引き上げることについては全くの矛盾であり、反対であります。

○議長(浅田晃弘) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) これで討論を終わります。

これより議案第51号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第51号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(浅田晃弘) 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(浅田晃弘) 日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、これをもって令和4年第4回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時08分

○議長（浅田晃弘） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、令和4年第4回宇治田原町議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会されました令和4年第4回定例会が、本日をもって閉会となりましたが、新たに就任されました浅田議長様のもと、構成替えとなった各常任委員会、また予算特別委員会にて慎重な審議をいただき、令和4年度一般会計補正予算案をはじめ上程させていただきました16議案につきまして、原案どおりご可決、ご同意いただき、誠にありがとうございました。

ご可決いただきました予算につきましては、今後適正な執行に努めてまいりますとともに、賜りましたご意見、ご要望などにつきましては、十分検討する中で今後の町政に活かしてまいりたいと考えております。

また、昨日は、中学生議会を開催していただき、大変ご苦勞さまでございました。子どもたちが、政治やまちづくりに関心を持つきっかけになったのではないかと思うところでございます。

また、予算特別委員会のご挨拶でも申し上げましたけれども、先日、清水寺で今年の世相を表す漢字として、いくさの「戦」が選ばれたと発表されました。ロシアのウクライナへの侵攻、また生活を直撃した円安・物価高、サッカーワールドカップの熱戦などを反映して「戦」の文字が選ばれたとのことであり、今回の選考では、ウクライナ侵攻の印象が強かったのではないかと推察されるところでございます。「戦」の世相が表す一文字として選ばれましたが、来年はコロナ感染も終息し、戦いや争いのない、平和で皆様が心安らかに日々を送れる穏やかで明るい一年になりますよう、期待・祈念するところでございます。

現在、令和5年度当初予算編成を行っているところでありますが、第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる4つのまちづくりの目標と2つの行政の基本姿勢を柱として、まちの将来像であります「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現に向け、将来を見据えた持続可能な行財政基盤の構築にも取り組み、未来に希望と責任が持てるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解またご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

いよいよ年の瀬、これからますます寒さが厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、時節柄どうかご自愛をいただきまして、ますますご活躍されますようご期待を申し上げますとともに、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えくださいますよう、心からお祈りを申し上げます、12月議会定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（浅田晃弘） 皆さん、ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 馬 場 哉

署 名 議 員 上 野 雅 央